

やすらぎの「愛知」 ふれあい「行政」

# こういき

K O U I K I

Vol  
204

## 水道の仕事②

水道発注の工事の  
監督をしています。

スマートフォン  
にも対応



ホームページ



CONTENTS

2022.

秋冬号

- 水道料金を改定（値上げ）させていただきます。……………2、3
- 令和3年度愛知郡広域行政組合決算／成果と出来事……………4、5
- 愛知郡広域行政組合職員給与と定員管理を公表します……………6
- チャレンジQ／水道管の凍結にご注意ください／ティータイム ……7
- こういき情報……………8



# 水道料金を改定(値上げ)させていただきます。

水道料金は、平成16年5月に改定を行って以来、19年が経過しようとしています。これまで費用の削減や業務の効率化を図るなどの経営努力により維持してきました。しかし、水道使用量の減少や水道施設の老朽化など様々な背景を受け、財源の確保が困難になるため、令和5年5月検針分から約9%、令和6年5月検針分から約9%の2回に分けて合計約18%の水道料金の改定を行います。

皆様のご理解のほど、よろしく申し上げます。

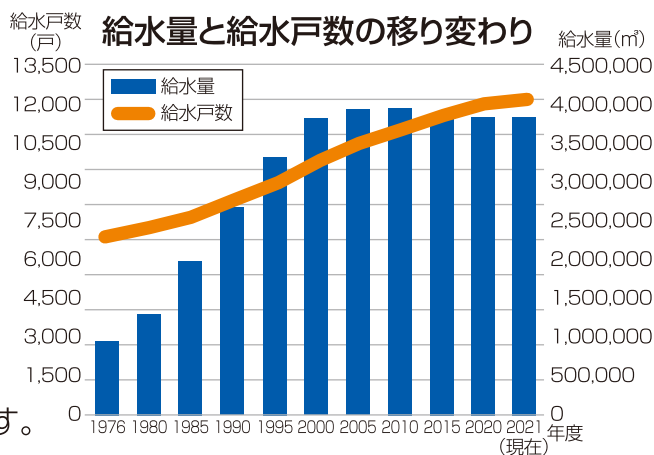
## なぜ料金を改定するのか

- 水道水の使用量が減少し続けており、あわせて収益も減少傾向となっています。

➡ **要因** 節水機器の普及、節水意識の定着。

- このままでは、古くなった施設、水道管の更新などの財源の確保が困難です。

➡ **要因** 創設当初(昭和45年)に整備された施設などが多く、老朽化が進んでいます。



老朽化により漏水が発生しますが、修繕のみで更新ができません。



- 地震災害などの被害を抑えるための強じんな水道施設と健全な水道事業経営を持続するために料金の改定が必要です。

➡ **要因** 近年、大きな地震や経験したことがない大雨などの自然災害が多く発生しています。浄水場や配水池は耐震化を進めておりますが、地震災害の被害を最小限にとどめるため、ますますの耐震化を進めていく必要があります。



低区配水池を更新

## 新料金表

口径	現行料金(税抜き)		令和5年5月 検針分から	令和6年5月 検針分から		
φ13mm	基本料金	10m <sup>3</sup> まで 1,239円	→	→		
	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	11m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> 96円			1,351円	1,473円
		51m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup> 105円			105円	114円
		201m <sup>3</sup> 以上 115円			114円	124円
φ20mm	20m <sup>3</sup> まで 2,477円	2,700円	2,943円			
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	21m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> 96円	105円	114円			
	51m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup> 105円	114円	124円			
	201m <sup>3</sup> 以上 115円	125円	136円			
φ25mm	基本料金	30m <sup>3</sup> まで 3,715円	→	→		
	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> 96円			4,049円	4,413円
		51m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup> 105円			105円	114円
		201m <sup>3</sup> 以上 115円			114円	124円
φ30mm	基本料金	40m <sup>3</sup> まで 4,953円	→	→		
	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	41m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> 96円			5,399円	5,885円
		51m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup> 105円			105円	114円
		201m <sup>3</sup> 以上 115円			114円	124円
φ40mm	基本料金	60m <sup>3</sup> まで 7,429円	→	→		
	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	61m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup> 105円			8,098円	8,827円
		201m <sup>3</sup> 以上 115円			114円	124円
φ50mm	基本料金	100m <sup>3</sup> まで 12,381円	→	→		
	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup> 105円			13,495円	14,710円
		201m <sup>3</sup> 以上 115円			114円	124円
φ75mm	基本料金	300m <sup>3</sup> まで 37,143円	→	→		
	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	301m <sup>3</sup> 以上 115円			40,486円	44,130円
			125円	136円		

※基本料金は、使用量に関係なくお支払いいただく料金。超過料金は使用量に応じてお支払いいただく料金です。

※料金は、1ヵ月について上記に掲げる料金(税抜き)の基本料金及び超過料金の合計額に消費税及び地方消費税を加算したものです。

## 計算方法

**(基本料金 + 超過料金) × 消費税 = 水道料金(※10円未満は切り捨てます。)**

(例)口径φ13mmで25m<sup>3</sup>使用した場合

計算式:(基本料金(10m<sup>3</sup>まで) + (超過料金(11m<sup>3</sup>~50m<sup>3</sup>)×15m<sup>3</sup>)) × 消費税

現行料金…(1,239円 + (96円×15m<sup>3</sup>)) × 1.1 = 2,940円

令和5年…(1,351円 + (105円×15m<sup>3</sup>)) × 1.1 = 3,210円

令和6年…(1,473円 + (114円×15m<sup>3</sup>)) × 1.1 = 3,500円

(例)口径φ20mmで54m<sup>3</sup>使用した場合

計算式:(基本料金(20m<sup>3</sup>まで) + (超過料金(21m<sup>3</sup>~50m<sup>3</sup>)×30m<sup>3</sup>) + (超過料金(51m<sup>3</sup>~200m<sup>3</sup>)×4m<sup>3</sup>)) × 消費税

現行料金…(2,477円 + (96円×30m<sup>3</sup>) + (105円×4m<sup>3</sup>)) × 1.1 = 6,350円

令和5年…(2,700円 + (105円×30m<sup>3</sup>) + (114円×4m<sup>3</sup>)) × 1.1 = 6,930円

令和6年…(2,943円 + (114円×30m<sup>3</sup>) + (124円×4m<sup>3</sup>)) × 1.1 = 7,540円

●詳しいことは、ホームページをご確認ください。

<https://www.echi-kouiki.jp/>



# 令和3年度 決算

組合議会9月定例会において、令和3年度一般会計及び水道事業会計決算が承認されました。その概要を会計別にお知らせします。

## 一般会計

歳入7,127万6千円(対前年度比43.5%減)、歳出5,440万4千円(対前年度比37.6%減)となり、歳入歳出差引額1,687万2千円のうち繰越明許費として165万円を引いた1,522万2千円の黒字決算となりました。

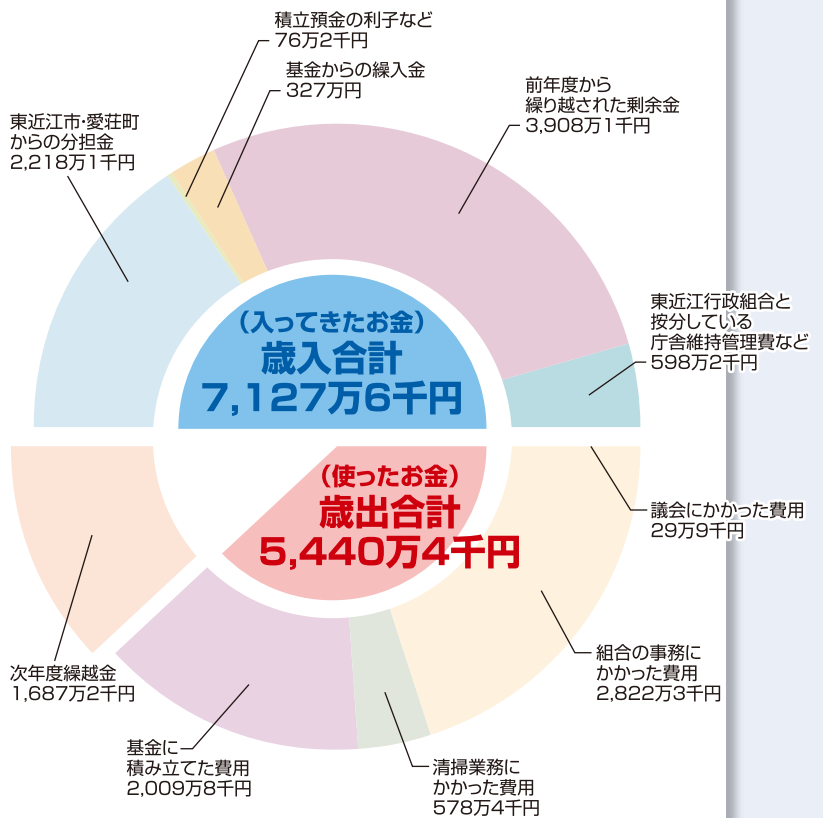
### 基金の状況

今年度末の合計残高は前年度末より1,682万8千円増の2億3,545万2千円となりました。

種別	基金残高			
	3年度末 (千円)	2年度末 (千円)	増減額 (千円)	増減率
財政調整基金	231,717	216,803	14,914	6.9%
特定目的基金	3,735	1,821	1,914	105.1%

#### 基金とは？

皆さんの家計でいう「貯金」です。財源不足になった場合に備えて、積み立てておくお金のことです。



## 令和3年度の成果と出来事

### ●水道業務

#### ●給水状況

給水人口	33,436人(前年度 +178人)
給水戸数	12,156戸(前年度 +145戸)
年間使用水量	3,816,290m <sup>3</sup> (前年度 -3,018m <sup>3</sup> )

#### ●修繕状況

配水本管 21件、給水管や止水栓とその他 129件 合計150件(前年度-49件)

#### ●主な事業

- ・中央監視システムの更新
- ・古くなった水道管を延長154メートル更新。

# 水道事業会計

水道事業会計は2つの会計から成り立っています。

- ・水道水をお届けするための費用 ⇒ 「収益的収支」
- ・水道施設の整備や建設・改良するための費用 ⇒ 「資本的収支」

## 収益的収支

水道水を皆さんの家に届けるための費用です。  
主に水道料金からの収入と、  
施設の維持管理などといった支出から成り立っています。

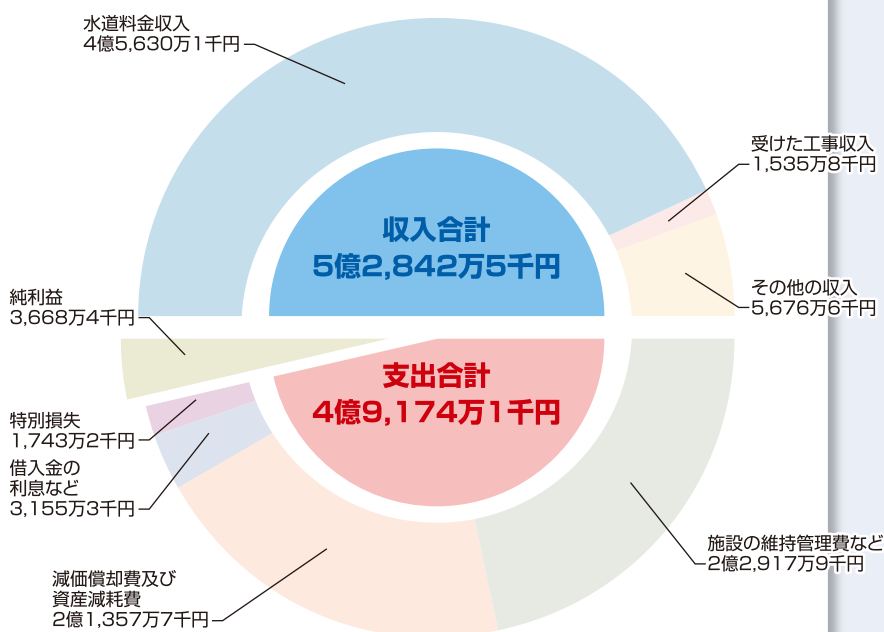
収入の約86パーセントが皆さんからお支払いいただいた水道料金です。他には、東近江市、愛荘町から受けた工事による収入が含まれています。

### 減価償却費

資産(ここでは、水道管や施設のことをいいます。)の取得に要した費用をその資産が使用できる期間にわたって費用配分したことをいいます。

### 資産減耗費

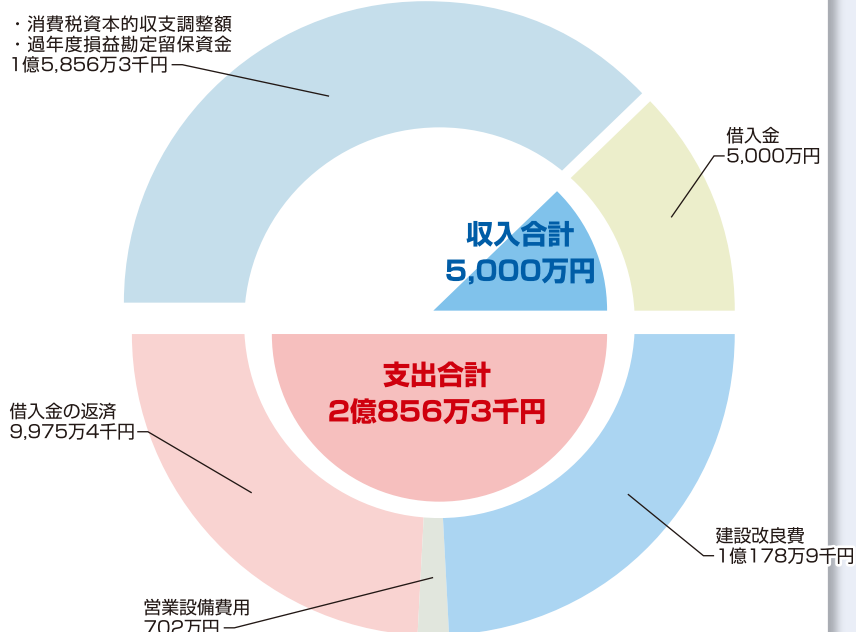
固定資産の残存を廃棄処分時に費用として計上するものです。



## 資本的収支

水道施設の整備や改良のための費用です。

借入金の返済のために9,975万4千円、その他施設の整備などのために1億880万9千円を支出しました。このため5,000万円を借り入れし、消費税資本的収支調整額から989万2千円、過年度損益勘定留保資金1億4,867万1千円を補てんしました。



# 愛知郡広域行政組合職員の給与と定員管理を公表します

## 1. 総括

### (1) 人件費の状況

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
歳入 費	一般会計	54,404千円	15,222千円	22.9%
	水道事業会計	491,741千円	36,685千円	15.1%

※人件費には、給料と諸手当のほか共済費、退職手当負担金、公務災害補償基金負担金などを含まず。



### (2) 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給与費			計 B	1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤労手当		
歳入 費	一般会計	2人	6,981千円	1,124千円	2,696千円	5,401千円
	水道事業会計	11人	35,902千円	11,351千円	15,122千円	5,670千円

※給与費は当初予算に計上された額です。

## 2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	38歳6月	283,750円	308,213円
企業 職	事務職	44歳2月	329,155円
	技術職	35歳0月	300,230円

1、「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職員の基本給です。

2、「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当の諸手当の額を合計したものです。

### (1) 一般行政職の級別職員数等の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	3人	23.1%
2級	主事	2人	15.4%
3級	係長、主任	4人	30.8%
4級	課長補佐	3人	23.1%
5級	水道所長、水道次長、課長	1人	7.6%
6級	事務局長、事務局次長、水道所長	0人	0.0%
計		13人	100%

1.愛知郡広域行政組合の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数です。

2.標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## 5. 特別職の報酬等の状況

(令和4年4月1日現在)

職名	報酬額
専任副管理者	300,000円/月
議長	60,000円/年
副議長	50,000円/年
議員	45,000円/年

## 6. 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	職員数		増減数	増減理由
	令和3年	令和4年		
一般会計	一般行政職	2	2	
	小計	2	2	
水道事業会計	事務職	5	6	1 新規採用
	技術職	5	5	
小計	10	11		
合計	12	13		

### (2) 年齢別職員構成の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	一般会計	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	水道事業会計	0	1	1	0	3	0	2	2	0	0	0	11
合計	0	1	1	0	4	0	3	2	2	0	0	0	13

## 7. 職員の福利厚生について

愛知郡広域行政組合職員は、相互共済の精神に従い福利増進を図るため、愛知郡広域行政組合職員互助会を組織する。

### 令和3年度事業

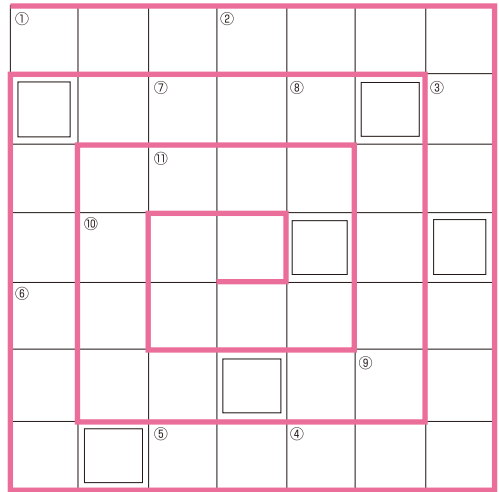
	参加人数(対象者数)
1日研修	14(15)
会員の弔慰	1(15)
人間ドック補助 @12,000	1(15)
ワクチン補助	14(15)





# チャレンジ

キュー



二重のワクの文字を並べかえてきた言葉が答えです。

ヒント 着物姿やスーツ姿が凛々しいですね!

## カギ

- 問1 寒さの厳しい日には水道管の凍結防止のために注意してください!
- 問2 主に歯に詰まったものを取るための道具として使われます
- 問3 ショウガの入ったノンアルコールの炭酸飲料
- 問4 最も有名なお掃除ロボットの名前
- 問5 多種の料理を1か所に置き、各自が取り分けて食べる形式の料理
- 問6 明治時代から昭和時代にかけて海底炭鉱によって栄えた長崎県長崎市にある島
- 問7 手術や治療で薬物などによって人為的に痛みや感覚をなくすこと
- 問8 四字熟語 互いに気持ちや考えがぴったりと合うこと
- 問9 亀を助けた報恩として乙姫からもらった玉手箱を開けおじいさんになったのは?
- 問10 今年の干支は?
- 問11 当組合の名称 愛知郡広域行政組合

## 応募方法

はがきに住所・氏名・年齢・クイズの答え・広報「こういき」へのご意見、ご感想を書いて送ってください。  
正解者の中から抽選で5名の方にプレゼントを送付します。当選された方は紙面で名前を公表しますのでご了承ください。皆さんの応募お待ちしています。

## 締め切り

令和5年2月28日(火)(当日消印有効)

## 送り先

〒527-0108 東近江市小八木町16 愛知郡広域行政組合 総務課

## 水道管の凍結にご注意ください

### 今からできる凍結防止対策

- 外にある水道管やじゃ口は布やビニールテープなどで保温をしましょう
- 寝る前に少量の水を流しておくで凍結しにくくなります

### もしも割れてしまったら

- ①メーターボックス内にある止水栓か、宅内にあるバルブを閉めます
- ②愛知郡広域行政組合指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください  
※修理費用はおお客様のご負担となります。

指定給水工事事業者一覧はこちら



## しりとりクイズ

当選者(敬称略)

- 角田 泰子
- 磯部 和子
- 吉岡 美香子
- 岡野 嘉典
- 田中 富美子

クイズの答え

す	い	ど	う	ら	な	い
か	げ	の	い	た	り	っ
わ	ふ	う	の	め	は	き
な	い	け	い	さ	つ	い
き	た	ど	し	ま	き	ち
お	が	わ	く	か	み	ゆ
う	び	と	ふ	ぎ	な	う

はなびたいかいでした。

## ティータイム

なかなか終息しないコロナですが、みなさんの生活は変わりましたか。飲み会は激減し、マスクによって素顔を知らない人も増えたのではないのでしょうか。その他には、テレビ電話を利用されるようになった方も多いのではないのでしょうか。

リモートワークにWeb会議と仕事での利用や、リモートでの飲み会や習い事などといったプライベートの利用も増えました。思い返すとコロナ前は、ノートパソコンのカメラは、必要あるのか? 「スマートフォン」のテレビ電話は、いつ使うのだから? 「?」と思っていたように思います。

いざ使ってみると、相手と直接会って話せないデメリットもありますが、出張先への移動時間や旅費を削減できるメリットもあります。個人的には、コミュニケーション不足は大きなデメリットと感じますが、使用することによってできる事やツールの一つが増えたことはメリットだったなと思います。  
コロナによって悪いことばかりですが、皆さんも一つでも良かったことを考えてみませんか。

(キミ)

編集・発行

愛知郡広域行政組合

〒527-0108

滋賀県東近江市小八木町16番地

☎4511416

愛知郡広域行政組合ホームページ <https://www.echi-kouiki.jp/>



愛知郡広域行政組合は、東近江市(愛東地区、湖東地区)と愛荘町で構成する一部事務組合です。

組合事務局(総務課)  
(東近江市小八木町16)



水道事務所  
(東近江市鯉江町1676)



問い合わせ先

組合・人事・広報等に関すること

総務課

☎:0749-45-1416  
IP:050-5801-1416

水道に関すること

水道事務所

☎:0749-46-0168  
IP:050-5801-0900

組合事務局(総務課)と水道事務所の所在地は別のところにあり、連絡先も別になっております。水道に関することは水道事務所までお問い合わせください。

## information こういき情報

### 飲料水用給水袋(非常用)の販売



1袋 350円(税込)

水道事務所・総務課で購入できます。

容量は6リットルです。(水は入っておりません。)ご家族分の購入をおすすめします。

### 水道料金納入は口座振替がおすすめ

口座振替の申込用紙はお近くの金融機関に設置されているほか、お電話で請求していただくこともできます。

一度のお手続きで毎月のお支払いができるので、ぜひご利用ください。

— 申込用紙の請求・お問い合わせは —

水道事務所 庶務課

☎:0749-46-0168

### 漏水チェック方法

- ①すべての蛇口を閉めます。
- ②水道メーターを見て、パイロットが回っていれば漏水していることが十分考えられます。
- ③指定給水工事事業者へ修理を依頼してください。

はじめはわずかな量でも、高額な水道料金となることがあります。(ぼたぼた程度でも1ヶ月約100円。)

毎月の使用水量確認や、漏水チェックを心がけてくださいね。



パイロット

こんなときには必ずご連絡を!!

水道を使用開始するとき

水道を使用中止するとき

使用者や所有者の名義が変わるとき

申請書のご提出が必要となります。まずはお電話でお手続きください。

— お問い合わせは —

水道事務所 庶務課

☎:0749-46-0168